
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 132 回金融商品専門委員会及び第 391 回企業会計基準委員会 会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 132 回金融商品専門委員会（2018 年 8 月 24 日開催）及び第 391 回企業会計基準委員会（2018 年 8 月 27 日）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

時価に関する会計基準等で取り扱う範囲の検討

（第 132 回金融商品専門委員会）

2. 時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「仮想通貨実務対応報告」という。）、その他の会計基準等において、「市場」や「市場価格」という用語が使用されており、会計基準における当該用語の意味が同じものか否かという点について整理したうえで結論の背景等に記載することが考えられる。
3. 仮想通貨実務対応報告が現時点の市場環境を踏まえた取扱いを定めていることに鑑みれば、仮想通貨を時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めないとする提案に異論はない。今後の実務において、会計基準間の不整合や海外の会計基準の今後の動向を考慮し、必要に応じて改めて検討することが考えられる。

時価の定義及びガイダンスに関する適用指針の文案の検討

（第 132 回金融商品専門委員会）

4. 買気配と売気配の間の適切な価格をインプットに用いることについては、仲値を利用することに関する設例を追加することも考えられるのではないかと。
5. 適用指針案本文に示される要求払の特徴を有する金融負債についての説明は、要求払預金が対象であるが、それに対応する適用指針案の結論の背景の説明は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」BC138A 項を基礎にしているのであれば、表面金利のない短

期の債権債務が対象となっていると考えられ、対象となる商品を確認したうえで、文案の記載を見直すことが考えられる。

6. 第三者から入手した相場価格の利用における「拘束力のある売却価格」という表現については、会計基準の読み手が必ずしも金融商品に精通しているとは限らず、わかりやすい表現に見直すのがよいのではないかと。
7. 株式の売却に関する制約に係る設例5に関して、株式の売却に関する制約を織り込むことを求める場合、現行の実務に影響があるか否かについて検討したうえで、当該設例の要否を検討することが考えられるのではないかと。
8. 相場価格が用いられる発行社債の時価に係る設例6については、信用リスクフリーレートの変動の影響と自社のクレジット・スプレッドの変動の影響を分けて示すことが考えられるのではないかと。

時価のレベルに関する説明

(第132回金融商品専門委員会)

9. 読み手の理解に資する時価のレベルについての説明は、有用であると考えられ、公開草案公表時のみならず、会計基準を最終化する段階でも、「公表にあたって」における別紙の中などにおいて示しておくべきである。
10. 時価のレベルはインプットのレベルに応じて決定されると示されている点について、評価技法によるものではないという点も改めて明示した方がよりわかりやすいのではないかと。
11. レベル3のインプットの説明がわかりづらく、例えば、会計基準案の「用語の定義」における表現を勘案して見直すことがよいのではないかと。
12. レベル1のインプットを調整せずに時価を算定するケースにも評価技法があるとしていることについては、図表に加え補足説明を行うことによりわかりやすくなるのではないかと。
13. インプットが複数ある場合について、レベル3のインプットの重要性がなければアウトプットとしての時価はレベル2の時価となる旨の記載があるが、同様にレベル2のインプットに重要性がない場合にレベル1になることがありえるのかという点についても補足説明を行うことがよいのではないかと。
14. 時価のレベルの特徴の説明について、時価のレベル区分はインプットに焦点を当て

たものであることを明記したうえで、時価のレベルは商品の複雑性や流動性を示すものではないという流れで記載した方がより分かりやすいのではないか。

(第 391 回企業会計基準委員会)

15. 時価のレベルに関する説明の文案は、図表も用いて分かりやすく説明されており、読み手にも有用であると考えられる。
16. 時価のレベルの決定方法の記載については、その記載の流れが読み手にとってわかりやすくなるように見直すことが考えられる。これに関連して、インプットの優先順位に関する説明は記載の順番を後にすることも考えられる。
17. 観察できないインプットに関する説明や最も優先順位の低いレベルとの表現は読み手にとってわかりづらい可能性があるため、追加的な説明を行うことも含め、記載を見直してはどうか。
18. 読み手へのわかりやすさの観点から、図表は1ページにおさまるように示すことが重要であると考えられる。また、全体的に説明を簡潔にしたうえで表現を見直すことがよいのではないか。
19. 時価のレベルの特徴を説明するにあたっては、時価のレベルはインプットの観察可能性と経営者の見積りによる不確実性の存在を表すものと明確に示し、その結果として、商品の複雑性や流動性を必ずしも示すものではないという点について、文章の流れを見直したうえで、わかりやすく示すことが考えられる。
20. 時価のレベルに関する説明の文案については、会計基準案における用語の定義などの表現との整合性と読み手に対してわかりやすく説明することのバランスを勘案しつつ、全体的に表現を見直してはどうか。

金融商品の時価に関する開示項目の検討

公正価値のレベルごとの残高

(第 132 回金融商品専門委員会)

21. レベル1とレベル2の間の振替に関する開示を不要とするのであれば、レベル1とレベル2を区分した残高の開示を要求する必要性も高くないと考えられる。
22. レベル1とレベル2の間の振替に関する開示を不要とするとしても、レベル1とレベル2を区分した残高の開示を行わないことは、国際的な会計基準における開示との乖離が大きくなることとなるため、国際的な整合性の観点から、当該区分開示は

必要であると考えられる。

23. 金融商品の時価が帳簿価額に近似する場合については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第4項(1)における時価開示の対象に含めたままとしたうえで、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」全体について注記することを要しないこととして、時価開示で示される合計額と時価のレベルごとの内訳で示される時価の合計額に差異がある場合の注記を求める提案が示されている。このような複雑な定めを設けるより、金融商品の時価が帳簿価額に近似する場合には、時価開示の対象からも除くことができるとする方が、IFRSとも整合的であり、規定としてわかりやすいと考えられる。
24. 提案されている文案において、時価が帳簿価額に近似するものと重要性が乏しいものが併記されているが、両者は内容が異なるものであり、それぞれを分けて示すなど表現を見直してはどうか。

(第391回企業会計基準委員会)

25. レベル1とレベル2を区分した残高開示を行うとしても、国際的な財務諸表の比較可能性という理由から必要となるのではないと考えられ、代表的な開示項目について整合性を図るなどの理由付けとすべきであると考えられる。
26. 金融商品時価開示適用指針において、金融商品の時価開示が求められる対象と「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の開示が求められる対象は、不一致の理由を注記させるほどの意味がある理由がない限り、一致させるべきであると考えられる。

レベル1とレベル2の間の振替

(第132回金融商品専門委員会)

27. 利用者からの強いニーズがないのであれば、国際的な会計基準における開示項目とは異なることとはなるが、本開示項目を削除してもよいのではないかと考えられる。

(第391回企業会計基準委員会)

28. レベル1とレベル2の間の振替に関する開示を求めないことに同意するが、その理由付けとしては、振替事実の有無や頻度に関わらず有用性があるか否かという観点で見直すべきであると考えられる。

期首残高から期末残高への調整表

(第 132 回金融商品専門委員会)

29. 売買目的有価証券及びデリバティブに対する購入、売却、発行及び決済額の表示に係る提案については、「合計額」よりも「純額」という用語のほうがわかりやすいと考えられ、提案の意図が正確に反映されるよう文案の表現を見直してはどうか。
30. 売買目的有価証券について純額表示を認めるとあるが、米国会計基準において持分証券について保有目的による分類が廃止されており、IFRS でも原則として保有目的による金融資産の分類を行わないことから、連結財務諸表上、米国会計基準やIFRS を適用している在外子会社が保有する金融商品の開示上の取扱いが不明確ではないか。

(第 391 回企業会計基準委員会)

31. IFRS 第 13 号の代表的な開示項目について整合性を図るために調整表を求めるとしても、一般的な重要性の適用方法や表形式による情報の有用性を確認する必要があると考えられる。
32. 調整表は作成コストが大きく、各項目を総額で表示することによりどのような有用な情報が示されることとなるのかについて、より深く検討いただきたい。

観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響

(第 132 回金融商品専門委員会)

33. これまでの審議においても、本開示項目については不要であると発言していたが、他の理由としては、ブローカー価格等を時価の算定に利用する場合には本開示項目に必要な情報を入手することが困難であり、また、実際に本開示項目を開示する場合には、代替的な仮定の適切性等に関する検証の枠組みを構築する必要があり、作成者の負担が大きいことが挙げられると考えられる。

さらに、本開示項目は、価格変動の可能性を示す情報という観点では、市場リスクの感応度分析と類似しているが、金利や為替の変動に関する情報の方が有用であると考えるのであれば、それ以外の観察不能なインプットに関する情報を追加で開示することの必要性は高くないと考えられ、また、非上場株式を時価評価しない場

合には、金融機関でも開示の必要性は低いと考えられる。

よって、本開示項目の注記を求めることについては再度検討すべきであると考えられる。

34. 本開示項目は、国際的な金融機関の財務諸表との比較可能性を高めるものであり有用であると考えられる。また、本開示項目における影響額やその前提となる仮定に関する情報は、企業にヒアリングを行う際の対話の材料となるため有用であると考えられる。
35. 本開示項目は、リスク管理上用いている情報ではなく、本開示項目を開示しても利用者との対話の促進につながるのか疑問がある。
36. 利用者から本開示項目に対するニーズがあるのであれば、IFRS との整合性の観点から、本開示項目を求めないとするのは難しいのではないかと。
37. 本開示項目は、米国会計基準では求められておらず、また IFRS 第 13 号の開示項目が開示に関する取組みにおける基準レベルのレビューとして今後検討されることを考慮すれば、開示の見直しの方向性を確認した後で本開示項目の導入を検討することが考えられる。
38. 本開示項目自体の有用性はあると考えられるが、監査対象となる財務諸表における注記項目として定めるべきかについては検討する必要があるのではないかと。

(第 391 回企業会計基準委員会)

39. 本開示項目については、海外の金融機関の開示例を見ると、多くの仮定を置いており適切な状況を示しているとはいえ、財務諸表利用者に対してかえって誤解を与える懸念があるのではないかと。また、IFRS 第 13 号の開示項目が今後 IASB において基準レベルのレビューとして検討されることを勘案すると、現段階においては本開示項目について開示を求めず、IASB の議論の状況を注視すべきであると考えられる。
40. 本開示項目については、作成コストが大きい一方、実務において企業によって開示内容が多様であるため企業間比較が困難であると考えられ、有用な情報を提供するものではないと考えられる。また、期末時点での不確実性に関する情報よりも将来予測に資する情報の方が財務諸表利用者にとっても有用性が高いと考えられ、本開示項目よりは、例えば時価算定の方法について詳細に記述する方がよいのではないかと。

以上